

## 大阪アディクションセンター加盟申請について

## 大阪アディクションセンター規約

(加盟)

第6条 OACの目的に賛同し、加盟を希望する者は、加盟申出書(様式1)をOACの事務局に提出しなければならない。なお、事務局は加盟の申し出にあたり、依存症の本人及び家族等への支援に関する活動実績など、必要に応じて別途書類の提出を求めることができる。

2 OACに加盟するためには、加盟している団体(地方公共団体を除く。)、機関(団体に属している機関は除く。)及び自助グループ(同じ団体に参加し活動している者の賛同は1グループとする)の2/3以上の賛同を得なければならない。

3 前項の規定は、地方公共団体及び本規約の施行前からOACに加盟する者には適用しない。

## 〔事務局案〕

規約本文及び加盟申請様式を変更し、以下の項目を追加する。

## ①活動の実績

- ・活動開始年月日
- ・活動内容
- ・支援実績数
- ・利用料(活動にかかるもの全て) 等

## ②連携の実績

- ・支援にあたって連携をとっている機関や団体

## ③加盟機関・団体の意見や推薦

- ・加盟機関・団体から意見や推薦が得られる場合、加盟機関・団体が意見等を記入する。

④第7条の除名の要件を追加し、加盟申請書の記載内容に虚偽があった場合は、除名扱いとする。